

砺波市農業委員会 11月総会議事録

開催日時 平成27年11月5日(金)午後2時
開催場所 砺波市役所 3階 小ホール
委員定数 27名
内訳 法第7条第1項選挙による委員21名
法第12条第1号による委員3名
法第12条第2号による委員3名

委員の現在数 26名

出席した委員 23名

1番	神田誠一	17番	中村尚則
3番	柴田博基	18番	信田哲男
4番	館康弘	19番	島田壽一
5番	平木哲	20番	梅本恵子
6番	眞田猛	21番	神島敏之
7番	朝日俊子	22番	渡邊秀明
8番	松本忠美	23番	五嶋哲夫
10番	横山敬一	24番	高嶋弘美
12番	永田喜一	25番	五嶋親秀
13番	浅井保夫	26番	吉田孝夫
15番	山本甚克	27番	小林信一
16番	堀稔穆		

欠席した委員

2番	江村一義
11番	土居野哲
14番	満保秀雄

傍聴人

なし

出席した事務局職員

事務局長 老松 司 主 査 蓮川 和博 主 査 加門 智子

付 議 案 件

議事

- 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による賃借権（使用貸借権）設定転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第34号 砺波市農用地利用集積計画の協議に対し意見決定について

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の報告について

(開会 14:00)

- 老松事務局長 お待たせいたしました。
定刻となりましたので、ただ今から砺波市農業委員会 11 月総会を開催いたします。それでは、会議に先立ちまして山本会長からご挨拶がございません。
- 山本会長 稲の刈り取り後も天候が良く、大豆の刈り取り、チューリップ・たまねぎの植え付けと順調に進んでいます。そういった中、今年の実績は作況指数が 103 で良、また、こしひかりの一等米比率が 90 パーセント以上と昨年から見れば向上し、なおかつ相対取引価格が 10 月 16 日農林水産省発表で、こしひかりが昨年より 7 パーセントアップの 14,365 円、てんたかくで 6 パーセントアップの 12,680 円となり、米が 3 年ぶりに値上りとなりました。理由としては、飼料用米の増産などで主食用の過剰米感が薄まった為ではないかと言われています。国内的には米生産者に対して、昨年よりは少しは向上したのではないかと思います。国際的には環太平洋連携協定 (TPP) の大筋合意が輸入規制の大幅緩和となり、農産物の重要 5 品目、①米②麦③牛肉・豚肉④乳製品⑤甘味資源の砂糖・でん粉等の農業生産者に大きく影響の出るものと思われ、今後の動向に注意していきたいと思えます。また、農業改革のもと農業委員会法の国会での成立に伴い、農業委員の選出方法、農地利用最適化推進委員の新設等色々な問題がありますが、今月 16 日の県の研修会説明後、各市町村の意向を踏まえ、砺波市農業委員会として検討していきたいと思えます。
- 老松事務局長 本日は在任委員 26 名中 23 名の出席です。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立いたします。それではこの後は、お手元の総会日程に基づき進めさせていただきます。議長は、砺波市農業委員会総会会議規則に基づきまして山本会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は 2 名とし、議長指名により決定といたしますがご異議ございませんか。
- 委員 (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしとのことですので、議席番号 13 番浅井保夫委員、議席番号 16 番堀稔穆委員を指名いたします。
それでは議事に入ります。議案第 30 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局より説明願います。
- 加門主査 議案書の 1 ページ議案第 30 号をご覧ください。今月の農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請は 2 件でございます。1 番、譲受人は砺波市 **、** (氏名)、申請地は砺波市 **、田、1,122 m²、譲渡人は砺波市 **、** (氏名) でございます。2 番、譲受人は砺波市 **、** (氏名)、申請地は砺波市 **、田、1,800 m²他 1 筆、計 2 筆 2,890 m²、譲渡人は砺波市 **、** (氏名) でございます。合計 2 件 3 筆 4,012 m²につ

いて申請があったものです。1番と2番の譲受人は同一人であります。譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、農業の常時従事者であるかどうか。効率的な利用が図られるかどうか。農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件について、全て許可条件を満たしているものであります。譲受人所有の農地が**のため市に収用されることになり、その代替地として農地を取得し、さらに規模を拡大しようとするものでございます。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 信田委員、どうぞ。

信田委員 1番と2番の譲渡人は親子の関係で、この先の耕作についてはまったく意欲が無く手放したいという意向であり、譲受人との合意に至ったものでございます。

議長 他にございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第30号農地法第3条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第31号農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

蓮川主査 議案書の2ページ議案第31号をご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による転用許可申請は、1件でございます。1番、申請人は砺波市**、** (氏名)、申請地は砺波市**、田、373㎡他2筆、計3筆576㎡でございます。資料1.2ページの地図と合わせてご覧ください。申請地の農地区分は「第3種農地」、都市計画法上の用途地域(準工)の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は「第3種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、申請地は**沿いの**前に位置する場所ではありますが、耕作面積は小さく、また、いびつな形状をしているため、農作業が行いにくい部分があります。ここに需要のある3階建てで9世帯が入居できる、建築面積130㎡の共同住宅を建築し、安定したアパート経営を図り、地域の発展に寄与したいと考えています。以上です。

議長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 神島委員、どうぞ。

神島委員 事務局の説明のとおり、第3種農地で都市計画の用途区域内でございます。申請者は今までは水田をやっておいででしたが、共同住宅を建築したいと

議 長 　　いう話でありましたので、やむを得ないと同意いたしました。
 委 員 　　他に何かございませんか。
 議 長 　　（異議なしの声あり）
 　　　　ご異議ないようですので採決をとります。議案第 31 号農地法第 4 条第 1
 　　　　項の規定による転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお
 　　　　願いいたします。
 委 員 　　（全員挙手）
 議 長 　　全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第 32 号農地法第 5
 　　　　条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
 　　　　を議題とします。事務局より説明願います。
 蓮川主査　議案書の 3 ページ議案第 32 号をご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1
 　　　　項の規定による所有権移転転用許可申請は 2 件でございます。1 番、譲受
 　　　　人は砺波市**、**（法人名）譲渡人は砺波市**、**（氏名）、
 　　　　申請地は砺波市**、田、50 m²でございます。資料 3.4 ページの地図と
 　　　　合わせてご覧ください。申請地の農地区分は、「第 1 種農地」、10 h a の一
 　　　　団の農地の区域内にあり、農業用排水施設の新設事業が施行されている
 　　　　地域に位置する農地の転用でございます。農地転用の許可基準は、「1 種
 　　　　農地の転用を認める上で欠くことのできない施設」に該当します。なお、
 　　　　農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願い
 　　　　が本年 2 月に提出され、9 月に認可がありました。事業計画は、譲受人は
 　　　　自社へコンテナを積んだ大型車が進入する際に隅切り部分が小さいため、
 　　　　回転に苦慮しています。現在鉄板をあてた措置がとられていますが、隅切
 　　　　り部分 50 m²を拡幅し、大型車両の搬出入の不都合を解決するものです。2
 　　　　番、譲受人は砺波市**、**（法人名）、譲渡人は砺波市**、**（氏
 　　　　名）他 2 名、申請地は砺波市**、田、3,469 m²他 3 筆、計 4 筆 5,348 m²
 　　　　でございます。資料 5.6 ページの地図と合わせてご覧ください。申請地の
 　　　　農地区分は、「第 1 種農地」、10 h a の一団の農地の区域内にあり、農業用
 　　　　排水施設の新設事業が施行されている地域に位置する農地の転用でご
 　　　　ございます。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。なお、農
 　　　　業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域からの除外願いが
 　　　　本年 2 月に提出され、9 月に認可がありました。4 月の農地パトロールの
 　　　　際に、この農地の現地確認を行っております。事業計画は、譲受人は土木・
 　　　　建築用鉄骨の加工販売を営んでいますが、業績伸張により工場が手狭にな
 　　　　っています。また、1 次加工を外注に出していることや塗装場も手狭であ
 　　　　るため、既存工場の道路向かいの場所に一時加工の工場の建設や資材置場
 　　　　を確保するものです。建築面積 1,675 m²の工場と製品ストックヤード 725
 　　　　m²、駐車場 8 台と転回スペースが予定されています。なお、この件に関し
 　　　　ては、面積が 3,000 m²を超えますので、開発行為の申請もあり、審査が行
 　　　　われております。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用
 　　　　許可申請の合計は、2 件、5 筆で 5,398 m²です。以上です。

議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 島田委員、どうぞ。

島田委員 2番につきましては4月に農地パトロールで回った場所でございます。農振除外の許可がおりて、先日社長自ら転用のお願いがありました。地図を見られたとおり、1筆は三角形で耕作しにくい農地であります。大変大きな面積ですが致し方ないと同意いたしました。

議 長 他に何かございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 中村委員、どうぞ、

中村委員 事務局にお尋ねします。2番についてですが、例外要件が集落接続と説明されましたが、3か月前にも議論しましたけれど、集落接続というのは農業用施設しか該当しないのではないかと思います。これは、既存施設の拡張にあたるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

蓮川主査 これにつきましては、すでに農振除外の際に集落接続で申請をしています。といいますのも、この周りには集落がありましてここに接続していくということで判断されています。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 中村委員、どうぞ。

中村委員 3カ月前にも論議いたしました。集落接続は農業に資する施設でないと駄目だと思います。もし県が集落接続で許可されたとしたらどこを見て審査されたのでしょうか。もしこういった形で転用するとすると、前回のように第3種農地でしたといわないと無理です。さらに言えば、既存施設の拡張にあたると思います。既存移設の拡張になると、既存施設は4,000㎡くらいだと思いますので、その2分の1の2,000㎡しか認められないのではないかと思います。

議 長 私も4月に現地を見に行った際、説明を聞いている限り既存施設の拡張ではないかと思いましたが、しかし、業者によれば、今まで外注に出していたものをここでやるということでした。別の会社になるのかで若干違ってきますが、そこまではっきり確認していないのかとは思いました。そういった中、ここは四方八方田ではないですから県も仕方がないと判断されたのではないかと思います。ただ、隣に住宅もありますから確認はしないとけないと思います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 中村委員、どうぞ。

中村委員 譲受人の気持ちもわかりますし、個人的にもやむを得ないとは思いますが、転用に関する運用の指針が出ているわけですからこれを無視することはできないと思います。営農に影響があるとか無いとか主観的な判断を委員会に求められるのはいいんですが、明らかに違う条項を適用して判断を求

- められるのは委員に対して酷な話ではないかと思えます。
- 議長 農地を守るという観点からいえば難しい判断になりますが、申請地は道路沿いで、周りの耕作者と地元の同意があり、農振除外も終わっていますので書類的に問題ないかと思えます。事務局が県に確認されましたので報告してください。
- 蓮川主査 県に確認しましたところ、集落的に**がある以上、農業に関係はしてはいませんが、やむを得ない状態にあるということで認めているということでした。これを認めないと他の関係のない住宅も全く認められなくなるということでした。やむを得ない事情ということで国も認めているということでございました。
- 議長 他にございませんか。
- 委員 (異議なしの声あり)
- 議長 それでは採決をとりたいと思えます。議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手多数)
- 議長 賛成 22 名、反対 1 名につき承認といたします。
- 委員 (「はい」の声あり)
- 議長 中村委員、どうぞ。
- 中村委員 県に申達される際には、これは明らかに農地法違反ではないかという意見があったということを記載していただきたいと思えます。
- 老松事務局長 中村委員の言われたように、反対意見があったということをきちんと明記して県に進達したいと思えます。
- 議長 続きまして、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権（使用貸借権）設定転用許可申請に対し意見決定についてを議題とします。事務局より説明願います。
- 蓮川主査 議案書の 4 ページ議案第 33 号をご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請は、3 件でございます。1 番、譲受人は砺波市**、** (法人名)、譲渡人は砺波市**、** (氏名)、申請地は砺波市**、田、239 m²他 1 筆、計 2 筆 706 m²でございます。資料 7.8 ページの地図と合わせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都市計画法上の用途地域（二種住居）の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、譲受人はこれまで女性客用の化粧品等を販売してきており、業務拡大のため、店舗増築や駐車場の拡張もしてきました。しかし、外国人が中型バスで来訪したり、また、休日の来客も増えるなど、現在も駐車場の確保に苦慮しています。近隣の商業施設等にも勝手に駐車されるなど、迷惑行為の苦情もあるので、道路を挟んだ申請地を賃借し、不足分を解決するものです。2 番、譲受人は白山市**、*

* (法人名)、譲渡人は砺波市**、** (氏名)、申請地は砺波市**、田、1,045 m²他 5 筆、計 6 筆 4,030 m²でございます。資料 9, 10 ページの地図と合わせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都市計画法上の用途地域(準住居と一種住宅にまたがる)の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。事業計画は、申請地は**土地区画整理の区域内に位置し、生活環境の優れた場所にあります。この場所に、砺波市内 3 店舗目となる便利なドラッグストアを建設し、地域に密着した店舗として一層の社会貢献と業績向上を図るものです。店舗の建築面積が 1,235 m²、駐車台数 64 台を予定されています。なお、この件に関しては、面積が 3,000 m²を超えますので、開発行為の申請もあり、審査が行われております。3 番、譲受人は横浜市**、** (法人名)、譲渡人は砺波市**、** (氏名)、申請地は砺波市**、田、435 m²他 3 筆、計 4 筆 2,026 m²でございます。資料 11. 12 ページの地図と合わせてご覧ください。申請地の農地区分は「第 3 種農地」、都市計画法上の用途地域(二種住居)の指定がある地域に位置する農地の転用でございます。市街化の傾向が著しい区域にあります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地は許可をすることができる。」に該当します。**は県内 8 店舗を有し、地元で密着した営業を行い、車両販売、修理等を行っております。近年自動車取得率の向上から、毎日平均 180 台前後の車を預かっていますが、現存の店舗敷地内では車両置場は不足し、路上や近隣の駐車場を利用している状態です。今回、店舗内の敷地を改修するとともに、新たに約 100 台駐車できる申請地を車両置場として利用することで、円滑な運営を望むものです。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権(使用賃借権)設定転用許可申請の合計は、3 件、12 筆で 6,762 m²です。以上です。

- 議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 神島委員、どうぞ。
- 神島委員 1 番につきましては事務局の説明のとおりでございます。譲受人は駐車場を少しつぶして店舗を拡張されましたが、駐車場が不足するというので、譲渡人の農地を賃貸借するというのでございます。用途区域内ですのでやむを得ないと思います。
- 議 長 他に何かございませんか。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 小林委員、どうぞ。
- 小林委員 2 番につきましては、譲渡人は高齢で、30 年くらい前から耕作を委託されている状況です。近所にも薬局もありますが、第 3 種農地ということで同意しました。

議 長 他に何かございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 島田委員、どうぞ。

島田委員 3番につきましては、**の裏側にある農地約2,000㎡を譲渡人から賃貸借するという申請でございます。特に問題がないと同意いたしました。

議 長 他に何かございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第33号農地法第5条の1項の規定による賃借権(使用貸借権)設定転用許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成につき承認といたします。続きまして、議案第34号砺波市農用地利用集積計画の協議に対し意見決定について事務局より説明願います。

加門主査 別冊の議案34号をご覧ください。砺波市農用地利用集積計画についてでございます。11月30日に公告するものです。市への直接申し出では、利用権を設定する者(貸し手)が** (氏名) 外6名、利用権の設定を受ける者(借り手)が** (氏名) 外6名で利用権を設定する面積は、16,662㎡でございます。農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業)での貸し手が** (氏名) 外1名、借り手が** (法人名) 外1名、利用権を設定する面積は、5,874㎡、合計貸し手9名、借り手10名 利用権を設定する面積は、22,536㎡でございます。次ページをご覧ください。左側が平成27年度地区別利用権設定状況で右側が利用権の設定期間別状況でございます。さらに、次ページからは、各地区別の利用権設定の一覧表です。以上です。

議 長 只今、事務局より内容説明しました案件につきまして、ご意見及びご質問等ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議ないようですので採決をとります。議案第34号砺波市農用地利用集積計画の協議に対し意見決定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成につき承認といたします。引き続き報告事項に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の報告についてを一括して事務局より説明願います。

加門主査 報告第1号、第2号を説明

議 長 只今、報告第1号、第2号について事務局より報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。

これで全議案の審議は終了いたしました。これにて閉会いたします。

(閉会 15 : 10)